

第28期目録委員会記録 No.20

第20回委員会

日時：2003年3月22日（土）14時～17時

場所：日本図書館協会5階会議室

出席：永田委員長，木村，白石，原井，古川，増井，室橋，和中

欠席：乙骨，堀井，横山

<事務局>磯部

[配付資料]

- 1．電子資料の記述をめぐる争点 - ISBD(ER)・AACR2 2002R・ISBD(ER)改訂案間の相違  
- (1ページ- A4, 古川委員)
- 2．ISBD(CR)のmajor/minor changeに関する条項 (4ページ- A4, 古川委員)
- 3．注記に関するメモ (1ページ- A4, 永田委員長)
- 4．第13章改訂について (9ページ-A4, 原井委員)
- 5．NCR13章 現在(逐次刊行物) / 030222版(継続資料) 対照表  
(50ページ-A4, 原井委員)
- 6．和漢古書を含む第2章案(32ページ- A4, 増井委員)

[検討事項]

1．和漢古書について

増井委員が資料6について説明し、検討を行った。

・今回案は、挿入を網掛け、変更部分にアンダーラインをした。繰り返し記号、判読不可能文字は、2.0.6.3A、2.0.6.3Bとした。「出版年不明」の例は外した。例示と用語の一部をNCRの形に調整した。注記は該当箇所に入れ込むようにしたが、最後に入れ込めないものが残っている。

・2.0.2.6(合刻本)

「出版物理単位」はNIIでしか使わない言葉。

ここに合刻本が入るのはどうしてか。集合レベルの話ここに入れる必要があるのか。

2.0.2.1キ)合刻本(2.1.1.2D参照)がある。2.1.1.2Eとして、和漢古書について規定しているが、これは、総合タイトルがある場合は、2.1.1.2Cに、総合タイトルがない場合は、2.1.1.2Dにもってきたほうが、整合がとれる。

・2.0.2.1C

「個々の資料ごと」という言い方がわかりにくい。NIIでは、「記述対象資料毎」。ここでは、「和漢古書については、記述対象ごとに別の記述を作成する」とすればよい。

・2.0.6.3A、B

2.0.6.3Aに挿入した、繰返し記号（踊り字）は、前半部分はなくてもよい。後半の2文字以上に...」は2.0.6.5（再現不能の記号等の記録）の方へもってくる。

• 2.1.1.1A

漢籍の例は入れておいたほうがいい。

• 2.1.5.1E

記述対象資料 記述対象

• 2.1.5.2D

役割表示については、役割表示の言葉をいくつか挙げるのは、規則の書き方としては、中途半端なので、文章で入れるか、例を入れる形のほうがいい。

• 2.1.5.2F

和漢古書については...以下は、和漢古書に限ったことではないので、なくてよい。

• 2.1.5.2G（王朝名の付記）

文末の「付記してもよい」を「付記する」として、任意規定にする。王朝の付記に（ ）を使用するのは伝統的な方法による。

• 2.2.1.1D

「必要に応じて」は削除する。

• 2.4.0.4

和漢古書に限らず目録をとるときの基本的態度なので、ここで特にかく必要はない。但し、NIIのほうでは書いておいてもらいたい。このようなことはあたりまえのことだが書いておかないとやらないことなので、適用細則で書いておくこと。

• 2.4.1.2A

和漢古書については、出版時の都市名、国名を書くことを条項のなかに入れなければいけない。例は識別上必要な場合か、和漢古書の場合の出版時の地名か、はっきりわかるようしておく。（ ）と[ ]の使い分けも。

• 2.4.2.2A

記述対象図書 記述対象とする。和漢古書に関わる場所だけ今回は直すか、全体を通して、記述対象図書 記述対象に直すか、様子を見て決める。

• 2.4.3.1B

末尾に挿入した、「和漢古書の場合は、...」なくていい。

• 2.4.3.1C

ここに挿入した和漢古書の「刊」「印」は、最初の刊行については、2.4.3.2Eへもっていく。印については、製作なので、2.4.4.3を設けてそちらに移す。

2.4.3.2Bとして、挿入した部分も2.4.3.2Eへ。和漢古書の出版年はすべて2.4.3.2Eに出てくるようにする。[明]は[明代]とする。

• 2.5.1.2A

和漢古書に限らず、畳ものを「枚」とするのは正しくないので、「舗」とする。

• 2.5.1.2H

和漢古書の場合をここに入れた。畳ものは「舗」を用いる。畳もの表記は統一する。

• 2.5.3.2E

末尾の「記録することができる」「記録する」にし、任意規定とする。

## 2．第13章について

原井委員が資料4について説明した。

- ・どのように変わっているかということと、その理由をまとめた。大きな改訂ポイントはまとめて説明をつけるが、小さなところは直して忘れてしまっていることがある。どうしてこうなったか質問された時に、答えられるようにしておくべきと考えた。
- ・ざっと見て、いろいろなものがあることがわかった。変更理由が見つからないところもある。継続刊行レベルは説明が難しい。順序表示は考えないといけない。
- ・注記は今回省いてある。分量は多いが、説明はできると思われる。注記についてはレベル分けをして整理したい。
- ・今後やるべきことの中では例が一番頭が痛い。

## 3．電子資料について

古川委員が資料1に基づいて、AACR第9章改訂の過程でISBD(ER)に対して出された根本的な異論と、それに対するIFLAの改訂案について、説明した。

- ・逐次刊行物のminorな変化に相当するような日本語のケースがあるかどうか洗い直す必要がある。できれば小さな変更を増やしたい。

## 4．注記について

永田委員長が資料3について説明し、検討を行った。

- ・NCRの注記には、書誌的事項を詳細化するもの、付加的な説明を加えるもの、書誌的記録をコントロールするためのものの3種類がある。注記の表現はいろいろあるが、第13章では「注記する」という形が大勢を占めている。AACRでは注記はオプションであるとする規定があるが、NCRにはない。
- ・注記はオプションであることを明記したほうがいい。必須なものはそう書けばよい。しかし、NCRでもAACRでもすっきりしていない。原井委員の発言のようにもう少し詳しく注記のレベルを考えてゆこうということになる。
- ・注記は注記として、書誌的事項との混交（パラレルタイトルを注記で書くような）は止めたい。
- ・注記の種類は別の切口もある。書誌的事項で分けると何となくすっきりしたように気になっても、別の観点から見ると問題が出てくる。
- ・今、目録としては書誌的事項の意味でしかとらえていない。7番目の書誌的事項という意味でも注記はぐちゃぐちゃである。
- ・注記はすべて任意であるとしてよいか。基本的にはすべてオプション、但し、目録は識別のためにあるのであり、本タイトルがない場合にどこから持ってきたかの注記のようなものは必須に近い。
- ・記述詳細のレベルとも関連するが、注記についても図書館がどのレベルのものを選ぶかわかりやすくしておく必要がある。
- ・注記はすべてオプションであること、注記の表記は「注記する」に統一すること、但しレベルの差は見えただほうがいいので、それについて考える。

次回 4月26日